

解決、後考資五ニ研究ス、シト答へ従業員側モ亦之ヲ諒ト  
シ同三時頃會見ノ終ハ辞去セリ

嘆願書

一、旧日比谷並ニ解散手當ヲ支給サレタリ

ニ、本給ノ旧日比谷並ニ改正シ、更ニ在職年數ニ依リ昇給額ヲ  
加算サレタリ

三、技工ノ本給ヲ月給六十圓 見習ノ日給ク一圓三十錢トサ  
レタリ

四、技工ニ對シ兼務員同様精勤手當ヲ支給サレ度シ

五、停年制ヲ運転手五十五歳 車掌三十五歳 其ノ他ハ五十  
五歳ニ延長サレタリ

六、現業員規程第四條第二項ヲ撤廢サレ度シ並第十二條 第  
十三條ヲモ撤廢サレタリ

必現業員ニ對スル外資貸與ノ二年ニ一着トサレタリ

八、公休ヲ月四日トサレタリ

九、父母孝子ノ忌引ク一圓間トサレタリ

十、勤務演習 非常召集ニ際シテハ往復日數ヲ含ミ 日給全  
額ヲ支給サレタリ（被身者ニモ同様）

十一、現業員規程第二十一條中遷刻 早退 欠勤三回以上トア  
ルヲ五回以上ト改メ初任給運轉手一圓三十錢 車掌六十

錢ト改メ昇給ノ措置期間ヲ撤廢サレタリ

十二、現業員規程第二十三條ヲ撤廢サレタリ

去遷刻 早退ハ電車故手當ニ影響セザル様改メラレタリ

昭和十一年八月二十八日

東京交通労働組合自動車部三河島支部  
東京環状車合株式会社 會社三河島營業所  
従業員一同

東京環状車合自動車株式会社